

茨城県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の主な整備基準

【公共的施設】

項 目	主 な 整 備 内 容
出入口	主な通路への出入口は幅80cm以上とし、段差を設けず自動ドアや引き戸などを設置して、車いす使用者を含むすべての人が通過しやすいようにします。
廊下等、敷地内の通路	主な通路は段をなくして幅は120cm以上とし、すべての人が楽に通れるようにします。段差がある場合は傾斜路やエレベーターを設けるなどの配慮をします。出入口などと接する主なポイントでは、点字ブロックだけでなく、音声誘導装置を設置して視覚に障害のある方に現在位置がわかるようにします。
階 段	主な階段は回り段を設けないようにし、滑りにくい材料を使用して手すりを設置するなどの配慮をするほか、踏面の段の部分は色の明るさを工夫して視覚に障害のある方にも利用しやすくします。
昇降機	2階建て以上の大規模な建築物にはエレベーターを設けるようにし、かごの形状は車いすの転回にも支障のないスペースをとるようにします。音声案内装置を設けるほか、操作盤は点字表示や位置の工夫によって視覚に障害のある方や車いす使用者にも利用しやすいものとします。
便 所	出入口は幅80cm以上とし、自動ドアや引き戸などを設置して、車いす使用者を含むすべての人が通過しやすいようにします。車いす使用者用に手すり等の配慮をするほか、オストメイト(人工肛門又は人工ぼうこうの保有者)に対応した機器を備えた多機能トイレも設けるようにします。
駐車場	幅350cm以上の車いす使用者用駐車スペースを設け、そこから建築物に至る通路には手すりの設置、段差を設けない、などの車いす使用者への配慮をします。
客 席	奥行き110cm以上、幅85cm以上の車いす使用者用客席を1以上設け、そこから出入口に至る経路は段を設けないなどの配慮をします。
洗面所	1以上の洗面器は車いす使用者が利用しやすいよう高さ、け込み等に配慮するほか、1以上の水栓器具はレバー式等の操作しやすい構造にします。
浴室等	床を滑りにくい仕上げとし、手すりの設置等の配慮のほか、1以上の水栓器具はレバー式等の操作しやすい構造にします。客室、更衣室及びシャワー室も同様の配慮をします。
案内設備	案内板の高さ、照明、文字の大きさを見やすく工夫するとともに、記載内容が分かりやすい表現となるようにします。一斉放送設備のほか、点滅灯、電光表示板などを出入口、廊下、階段等必要な場所に設置します。
カウンター及び記載台	1つ以上は車いす使用者が円滑に利用できるよう、高さ、け込みに配慮した構造とします。券売機、水飲み場、公衆電話台も同様の配慮をします。
改札口及びレジ通路	1つ以上は車いす使用者が円滑に利用できるよう、幅員、高さに配慮した構造とします。
授乳及びおむつ替えの場所	ベビーベッド、いす、湯沸器、流し台、ゴミ箱などを設け、ベビーカー等の通行にも配慮したスペースをとり、出入口には設備がある旨の分かりやすい表示をして子ども連れの方でも利用しやすい環境にします。
幼児用遊び場	床や壁面は柔らかく、なめでも安全な材料を使用し、設備は保護者の目の届くように配慮します。

